

秋田県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
主要地方道	旧	本荘西仙北角館線	大仙市土川字間明田17地先	10.21～12.20	0.009
	新	本荘西仙北角館線	大仙市土川字間明田17地先	14.88～15.21	0.009

2 供用開始の期日 令和7年3月28日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和7年3月21日（金）から同年4月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）